

2019.4.11

幼児教育無償化の対象となる子どもの預かりサービスについて

普光院亜紀

次のような検討する必要があると考え、ご提案致します。

1) 「保育の必要性」を認められる子どもは、シッター料金に無償化を適用できるか。

「保育の必要性」を認められる最低の時間は、1 か月 48 時間程度 (保育短時間) である。

| | ↓ 1 時間料金 *1 | 37,000 円分 (3 歳以上) | 41,000 円分 (3 歳未満) | 120 時間利用 *3 の自己負担額 (3 歳以上児) < > は総額 |
|----------------------|----------------|----------------------|----------------------|--|
| ①ベビーシッター会社 *2 | 2,000 円 | 18.5 時間 | 20.5 時間 | 203,000 円 < 240,000 円 > |
| ②マッチングサイト ベビーシッター | 1,400 円 | 26.4 時間 | 29.2 時間 | 131,000 円 < 168,000 円 > |
| ③ファミリーサポート | 800 円 | 46.3 時間 | 51.3 時間 | 59,000 円 < 96,000 円 > |

* 1 ネット上を参照し、安値で示した。

* 2 ベビーシッター会社は、このほか、入会金、年会費、交通費がかかる。

* 3 120 時間は保育標準時間 (通勤時間は含まず)

上記の計算から、ベビーシッターだけの単独利用は考えにくいですが、自己負担を加えれば不可能ではない。待機児童が月額 10 万円以上のベビーホテルを利用するケースもあることから、特に②③はありえなくはない。

認可外・幼稚園との組み合わせは、本体保育に無償化額の大部分が使われるためシッター利用は考えにくいですが、幼稚園で預かり保育の代わりにベビーシッター一等を利用することは可能。無償化の預かり保育分 11,300 円は、マッチングシッターなら 8 時間程度、ファミリーサポートなら 14 時間程度は使える。

さまざまな利用のされ方を想定し、質を守る対策を立てる必要がある。

2) 無償化の対象となるシッターの要件として求めたいこと

- ・認可外等が無償化の対象となるのは待機児童への配慮によるものなので、保育士資格の資格を取得していることが望ましいとすべきではないか。
- ・保育士の資格を有しない場合は、家庭的保育者・子育て支援員等の研修修了要件を求めるべきではないか。
- ・都道府県への届出は必須と考えるが、ファミリーサポートはどうか？
- ・保険に加入していることを求めるべきではないか。

3) 無償化と対象となるシッティングについて求めたいこと

- ①連絡ノートなどで、保育記録も含めた家庭との連絡を確立することが必要。
- ②長時間・連日の利用があり、複数のシッターが入れ替わりで担当する場合は、数人の固定の保育者で保育を行うことを推奨し、会社もしくはチームでローテーション表を作成するように求めることが必要。
- ③うつぶせ寝への注意喚起の徹底。
- ④保育時間中は、子どもから目を離すような他の用事（家事、事務）などは行わないことを求めるべきではないか。
- ⑤保育所保育指針に準ずる保育を行うことが必要。すなわち、子どもの興味関心を中心にした主体的な遊びを助けること、安全が確保できる範囲で戸外遊びも取り入れることなど。
- ⑥きょうだいの保育は1人で担当してよいのか？（保育施設の場合は、すべての時間で保育者を複数配置しなければならない）
- ⑦3歳以上の教育では、同年齢程度の仲間と関わりあうことによる相互作用が重要であることが、OECDからも指摘されている。保育所や幼稚園に入園していない3歳以上児については、入園を推奨することも必要。

4) 無償化の償還を受けるためにシッターから保護者、保護者から自治体に提出する流れになると思われるもの

- ①利用したシッター登録の証明。
- ②利用したシッターの上記要件を満たしていることを証明する書類の写し。

③ トラブル報告（任意）：何か問題があった場合には、償還を受けるときに自治体に報告する用紙を配布する。

④ 事件・事故など問題を起こしたシッターを排除するしくみが必要。

* ①②を満たすシッターに自治体から「無償化認定シッター」の証明を発行し、利用者に証明を持っているシッターを利用するように周知する方法もある。

* 無償化に限らず、登録シッターについては、番号（氏名、住所等なし）で、研修実績等を公表することが必要ではないか。

5) 監査・巡回指導はどのように可能か

① 提出書類の確認（ベビーシッター登録、研修の修了等も）。

② 利用者からトラブル報告があった場合は、必要に応じて調査・聴取。

③ 利用者の希望や了承がある場合、自治体は保育経験者による巡回指導を実施し、食事、休息、戸外遊びの状況、保育環境や保育を見て助言や指導を行うことにより、全体的な質の確保・向上を図ることができる。

以上